

できない大きな役割を果たすはずである。レーニンの「ロシアにおける資本主義の発達」が輝かしいのは、レーニンがロシアの官廳統計をたんねんに分析し、その性格を知りぬいた上で効果的な再編成を行ったことが、大きな

力になっている。その分析は理論的にひきだされた結論を千斤の重みをもって實證した。私たちはこのことを反省し、切りひらかれねばならぬ未開拓の分野に思いをはせるのである。

農 業 問 題

(大内 力)

1 「日本資本主義講座」全 11 卷のなかで、農業問題はあちらこちらでふれられているが、比較的まとまった論及がなされているのは、第 5 卷「戦後経済構造の變貌 (2)」のなかの「農地改革と半封建制」、第 6 卷「経済危機の深化と恐慌」のなかの「農民収奪と農業危機」、第 7 卷「労働者と農民」のなかの「戦後農民運動史」の 3 箇所である。そして、第 10 卷「總論」のなかの「植民地的隷屬と半封建的土地所有制度」がその總括をなしている。

これらのすべてにわたって全面的に書評をすることは、紙数がこれをゆるさない。それゆえここでは、第 5 卷を中心として、第 6 卷、第 10 卷でそれを補いつつ、じゃくかんの問題を指摘することとしたい。第 7 卷については、多少問題が異なる面をもつと考えられるので、べつの機会をえることにしたいと思う。

2 周知のようにこの「講座」はそうとう多数の人が執筆にあたっている。それらはあとで主だった人によっていちおう統一がはかられているようであるが、しかし細かくみれば、そこにさまざまな差異のあることは否めない。たとえばのちにも問題にすることであるが、この「講座」の農業問題において、かなり重要な意義を附せられている山林所有の點でも、第 5 卷の「農業水利支配・山林所有と地主制」(古島敏雄教授)と第 6 卷の「農業危機の特質」(山田勝次郎氏)とではかなりちがった解釋がとられている。そして古島教授のばあいには、林野の利用形態がかなり具體的に分析され、山林の私的所有と農民との関係がまだしも正確に評價されているのにたいして、山田氏のばあいには、あらゆる山林の所有が、地主の半封建的支配の支柱として一色にぬりつぶされている、といってもいいすぎではないのである。また、これのちにも問題にするところであるが、第 6 卷の「農民階級分化の進行」(美川三四郎氏)では、ともかくも過剰人口の堆積による農民層の分解の歪曲の事實が多少とも問題にされているのにたいして、山田氏では山林の未開放による土地飢饉が一面的に強調されている、といった差異も存する。そしてこのような差異は、がいしていうと、具體的實證的な分析の部分とそれをうけた理論的抽象的な規定の部分との差異でもある。もちろん前者についても、

のちにもみるように處々に實證性のない獨斷的な規定がまよいこんできて、せつかくの綿密な分析をゆがめている點が多いのであるが、しかもそれが後者において一般的に規定される段になると、いっそう一面的な強調が強くなるように思われる。それだけにその理論的規定は、われわれにはとうていなっとくできない多くの問題點をふくんでいるように思われるのである。

だが、その問題點の指摘はもうすこしあとの問題として、われわれは、このようなかかりの差異をふくみながらも、「講座」全體をつうじて、ある共通の理解が一貫してとられていることを、ここで問題にする必要があるであろう。編集者の 1 人である井上晴丸氏のあとがきによれば、けっしてはじめから「見解の一致のあるものが集ったというわけではなく」おのずから「農業問題研究家、理論家の諸見解が、一つの統一的な方向に向って足なみを整え」た (v. — 407 ~ 408 頁) ということらしいが、しかしそれにしては、むしろ見解の一致が強すぎる、という感じがわれわれにはするのである。しかもその見解が何人にもなっとくできるような正当な見解であるならば、むろんいかによく一致がみられたとしても不思議はない。ところが、そうではなく、その基本的見解はのちにみるように一見きわめて奇妙な見解であり、それについては多くの有力な反對意見が存在している (たとえば栗原百壽「現代日本農業論」、石渡貞雄「農地改革の基本構造」、山田盛太郎「農地改革の歴史的意義」等々)。それにもかかわらずここでだけ見解の一致がみられるのはどういうわけであろうか。

それならば、そのように一致している基本的見解とは何か。それはつぎの一文によく要約されているといえよう。「現在、アメリカ帝國主義者と國內の賣國的反動勢力によって行われている日本の植民地的支配と軍國主義化は、半封建的土地所有制度を據りどころとしており、これを植民地的収奪に運用している。かつての日本帝國主義における反動勢力は農村の半封建的土地所有制度を、その帝國主義の主要な土臺として、國內の勤勞人民・住民に對する壓迫と収奪及び國外へのたえまない侵略をおこなって來た。アメリカ帝國主義者は、この日本の帝國主義者の支配の土臺を彼等の植民地的支配の土臺として

ひきついで。ひきつがれた半封建的土地所有制度は、いまや日本の反動勢力の單獨の力でなく、アメリカ帝國主義者の支配權力を究極的な力として保持されるものとなっている。なぜなら、敗戦をくぎりに、もはや以前とは比較にならない力に増大したプロレタリアートとそれにひきいられる農民・勤勞人民の反封建的・民主主義的闘争力の増大を前にして、アメリカ帝國主義者が植民地的支配と收奪を強めるためには、半封建的土地所有制度の崩壊をふせぎ、農民を半封建的土地所有制度のくびきにつなぎとめあるいは追い込むこと以外にないからであり、半封建的反動勢力の根本的安全はこれと結びつくことによつて、はじめて保持しうるところであるからである。」(x—113頁)と。「講座」の農業問題についての考え方は、基本的にはこの考え方をふえんしたものといつていいであろう。

ところで、この考え方をもうすこし分析し、他の箇所の敘述と讀みあわせてみると、それはつぎのような諸點をふくんでいる。

(1) 戦前の日本帝國主義は半封建的土地所有を主要な土臺としていた。そのいみで、日本の農村における半封建制は、日本資本主義の基底だったのであり、日本の國家權力は獨占資本と地主のブロック政權だったのである。——この見解の當否は周知のように、日本資本主義論争において長いあいだ争われてきた問題である。そしてこの新「講座」は、この點では、ほぼ戦前の「講座」派の見解をうけついでいるようである。そのいみでは新「講座」は「日本資本主義發達史講座」の戦後版ともいえよう。

(2) 戦後日本資本主義はアメリカ帝國主義の支配下にはいり、その植民地的收奪をうけている。そのばあいアメリカ帝國主義は、日本の舊支配體制——より具體的には半封建的土地所有を維持し、再編成し、それを利用しつつ收奪と支配をおこなっている。それゆえ半封建的土地所有は、日本の獨占資本と地主のブロックによつて維持されているだけではなく、アメリカ帝國主義によつて維持されているのである。

(3) したがって、このアメリカ帝國主義と日本の反動勢力によつて遂行された農地改革は、けつして日本の半封建的土地所有＝地主制を解體消滅せしめたものではなく、かえつて地主制を再編強化するためにおこなわれた政策であつた。「農地改革の全過程は獨占資本と地主の利益を代表する買辦的天皇制官僚の手による農地の國家管理を通じて實施され」「その全過程の本質は、實は地主的土地所有の温存を農民に強制するものにすぎなかつた。」(v—44)「周知のように改革の主導權はアメリカの

握るところとなつたが、アメリカがのり出そうとのり出すまいと、敗戦を機とする地主制の危機のどたん場で、獨占資本・地主の同盟勢力はほとんど本能的な機敏さで、上からの改革をもつて勞働者・農民の同盟勢力による下からの改革に對抗して機先を制するの舉に出るほかなかつた。」(v—66頁)だから改革後の土地所有も「本質的に依然として半封建的土地所有であることにはかわりはない。」(69頁)

(4) こうして「改革後の舊態依然たる半封建的地主支配の存続は、全國の村や部落における半封建的な階層的身分制が改革の影響を全くうけずに存続している現實を、その最も有力な證據としている。なおそれだけでなく、こういう身分制の部落構造を基盤にしているからこそ、戦前に劣らないというよりむしろ一層強暴化した戦後の、植民地的な食糧の供出でも、營農破壊的な重税の徴收でも、大きな混亂も失敗もなく強行」できた(vi—142頁)のである。こういう形で植民地的收奪のために半封建的地主制が利用されているのである。

以上のような諸點が「講座」の見解としてほぼ統一されてうちだされているといえよう。ところで、このように日本の地主的土地所有を、本質において封建的土地所有——半がついてはいるが本質は封建制と理解されると思われることはのちにもう一度ふれるとおりでである。——であるとする見解は、周知のように、「32年テーゼ」で確立された日共の基本綱領の基礎をなす理解のしかたであつた。そして舊「講座」は、このような理解に理論的な基礎を與えることが執筆者の共通の前提になっていたといわれる。これにたいして、このような半封建制は、農地改革によつても本質的には變化をうけないで存続している、というのは、日共の「新綱領」の基礎をなす理解であるといつていい。そして新「講座」は、やはりこの新綱領の線にそつて、それに理論的な基礎を與えることが、その共通の前提とされているのではないであろうか。われわれが以上問題にしてきたような、統一された見解というのは、まさにそのようなものとして統一されているのではないかと思われる。

果してそうだとすれば、このような見解の統一には大いに問題がのこるであろう。なぜなら、そのような統一は、學閥の立場からいへば、あくまでも外部から與えられた統一であつて、科學的な研究の結果つくりだされた統一ではないからである。「講座」の理論になつてくれない多くの問題がのこされているのも、そういう外から與えられた、無理な統一がおこなわれている點にその大きな原因があるのではなからうか。そうだとすれば、その點でも新「講座」は舊「講座」の戦後版だといふこ

とになるであろう。

3 さて、「講座」の農業問題について、われわれになっとくのゆかない疑問点をあげる、ということになれば、われわれはむしろ餘りにそれが多すぎて、かぎられた紙数ではあげきれないことに苦しむほどである。しかしとくに重要と思われる2,3の點をここでは指摘しておくことにとどめなければならない。

第1に、上述のように「講座」は、半封建的土地所有が従前から存在し、農地改革後も存続していることをくりかえし主張している。しかしこの半封建的土地所有が本質において封建的土地所有であって、近代的土地所有ではない、という點の論證は、舊「講座」におけると同様新「講座」においてもまったくなされていない。新「講座」はそれは「萬人の認める定説となっている」(vi—129頁)といっているが、はたして萬人がみとめているか否かは問題であるし、ただそういっただけでは、それが科學的眞理であるということの證據にはすこしもならないであろう。天動説が萬人の認める定説となっていた時代もあったのであるから。この點について、多少とも理論的な説明がこころみられているところでは、封建制の基本的構造は「支配者による生産手段(=土地)の非勤勞的所有と小生産者による生産手段の勤勞的所有とが對立する構造」である(v—71頁)、という見解がしめされている。このことから出發して、日本の地主は土地を非勤勞的に所有しており、小作農は土地以外の生産手段は勤勞的に所有しているが、土地を所有していないので「相手の非勤勞的所有の側に對して獨り立ちすることができない」(同頁)状態にある、この關係こそ封建制だ、と「講座」は主張するのである。しかしそれならば、およそ地主が土地を所有し、それを小生産者に貸付けていけば、それはすべて封建制なのであるか。もしそう理解するならば、あらゆるブルジョア國家には封建的土地所有が残存していることになってしまい、封建的土地所有の解體から資本主義が成立し發展するということは、およそナンセンスになってしまうであろう。なぜなら、アメリカでもドイツでもフランスでも、イギリスでさえ、小生産者に土地を貸している地主は多數に存在しているからである。このような奇妙な理解が生ずるのは、封建制のもとにおける土地の非勤勞的所有というばあい、その所有の特殊歴史的形態を考えないで、それを所有一般に解消してしまうからではないであろうか。封建制について、かなり誤解をふくんだ規定をしていると思われる「經濟學教科書」さえ、封建社會の生産關係の基礎は、「領主が土地を所有し、農奴を不完全に所有していることであつた」(第1分冊, 70頁)としている。この

農奴を不完全に所有するという規定はあいまいではあるが、ともかく農民にたいする身分的支配が、封建制の基礎であることを明かにしているといつていいであろう。「講座」はその點さえもあいまいにして、土地の非勤勞的所有と小生産者へのその貸與、というばくぜんとした規定を封建的土地所有の基本規定とする。そのうえにたつて、いっさいの半封建的土地所有にかんする議論が展開されるのだから、それはいわば空中樓閣のように基礎のない主張に終つてしまっているのである。

第2に、「講座」は農地改革は地主のために、地主の利益と擁護を目的としておこなわれた改革であることを強調している。もちろん「講座」も、農地改革がアメリカと日本の獨占資本の利益のためにおこなわれたことを否定するわけではないが、しかし日米獨占資本は地主制の維持強化を利益とするがゆえに農地改革をおこなつたというのであるから、農地改革自體は地主の擁護のための政策だった、ということにならざるをえないであろう。そして何ゆえそれが地主の擁護のための政策であつたかといへば、それは一方では、農民の一部、とくに中農以上層に土地を與えることによってこれを地主の藩屏にし、農民運動の力をそぎ、農民運動によって地主制が打倒されることをふせいだからであり、他方では1町歩の保有地をのこしたり、地主に土地の賣りにげの機會を與えたり、山林所有を温存したりして、地主勢力の維持につとめたからである、というのである。だが、こういう解釋がはたしてそのままうけとれるであろうか。こうした措置が、地主を徹底的に掃蕩するものではなく、地主制の解體を不徹底にした、というのならまだしもわれわれにもなっとくができる。またその結果として地主の勢力がいちじるしく弱められながらも、多少残存することになった、というのなら、それは事實であろう。しかしそれ以上積極的に、農地改革が地主の利益のためにおこなわれ、それは地主制を再編成し、維持したというのは、どう考えても背理である。農地の開放が、地主制の存続のためのやむをえざる出血だ、といつても、それにしても、それにしても小作地のほとんど80%におよぶ出血はあまりに大きな出血であり、むしろ地主制の息の根をほとんどとめてしまうほどのものである。地主に土地の賣りにげの機會を與えたといつても、それはほとんど只にも近い價格での賣りにげであつた。もちろん多少のヤミ賣りはあつたであろうが、それがさほど大きなものとは考えられない。また1町歩の保有地はのこつたが、その小作料は600圓におさえられており、耕作權も、じゅうぶんとはいわないまでも、じゅうらいにくらべれば格段に強化されている。それがすべて地主の利益のためにおこなわれたとい

うのは、どうもこじつけとしか思われぬ。それならば、農地改革にいまもって反対し、さまざまの政治運動や訴訟をこころみている地主たちは、自分の利益を知らない愚者なのであろうか。もちろん農地改革が農民に小地片を與えることによって、それを藩屏たらしめることをねらいとしていた、ということは正しいであろう。しかしそれは地主の藩屏ではない。むしろ資本主義にとっての、あるいは独占資本にとっての藩屏である。地主のための藩屏という主張にはわれわれはとうていなっとくしえないであろう。

第3に、「講座」は農地改革後も、地主が本質的には半封建的土地所有者としてのこっている、という。この半封建的という規定があいまいであることはさきにもふれたが、いまその點はべつとして、「講座」が地主制の本質の存続を主張するとき、しばしばひとつの階級としての地主と、地主としての出身をもつものが混同されているように思われる。たとえば「講座」はくりかえして、地主は土地のとりあげによって富農化したり、山林地主としてその財産を維持したり、その他の事業に投資をしたりして、いぜんとして村や部落で支配力をもっていることを指摘している。そしてそれが地主制の存続ということの證據とされている。こうした事實を、「講座」ほど普遍化していることは問題がのこる。なるほどこういう形で舊地主が勢力をのこしている村も多いが、改革後部落や村の支配勢力にいちじるしい交替のある村もそれに劣らず多いのであり、一方だけを強調することは正當ではない。だがそれはともかくとして、かりに舊地主が支配力をのこしていたとしても、それはもはや農地の地主なる階級としてではなく、あるいは自作農として、あるいは山林經營者として、あるいはブルジョアジーとしてであろう。もちろん彼が舊地主であったことによって、あるていど地主的なイデオロギーや慣習はのこっているかもしれない。しかし、その階級的、物質的基盤が變質

したことは、彼自身のイデオロギーをもやがては變質せしめるであろう。そういう階級の本質の差を無視して、地主の出身のものはすべて地主だというのは、あまりに固定的な見方だというべきではないであろうか。

さいごに、「講座」は舊「講座」と同様に、農業問題において土地問題を過大評價しているように思われる。たとえば、それは農地改革前においても日本の農民は土地飢饉の状態にあり、農地改革後それがいっそう深刻になったことをくりかえし主張している。しかもそのばあい、土地飢饉の原因は、國有林をはじめとして山林が半封建的所有のもとにあり、それが農地改革によってほとんど手がつけられなかったところにある、という。だが、はたして山林の開放をすれば、それがすぐ耕地になって、土地飢饉が解消されるものかどうか大いに疑問であろうし、かりにそれほど開墾がおこなわれたとしたら、他方で「講座」が、これも過大と思われるほどに重視している薪炭林、採草地の問題がどうなるのかも疑問になる。だが、その點は問わないとしても、土地飢饉ということになれば、そしてとくに戦後におけるその激化ということになれば、日本の資本主義全體としての過剰人口の問題、とくに独占資本の段階における過剰人口の問題を考えないでは、とうてい正確には理解できないであろう。それをすぐ土地問題にしてしまうのでは、かえって農業を資本主義から切りはなし、孤立化して扱うことになるのではなからうか。

そのほかなお疑問とすべき點は多々あるが、いまはここでうちきらなければならぬ。だが、いずれにせよ、このような背理のうえにたつて、理解の統一だけがみられる、という點が、「講座」にとってはもっとも問題なのであり、それがこの「講座」の學問的價値をきめるものだといつていい。けだし、そのかぎりではそれは残念ながら科學ではなく、しばしば教條に墮しているといふべきだからである。

勞 働 問 題

——貧困化の分析を中心に——

(田沼肇)

私は、「日本資本主義講座」の執筆に、部分的ながら参加しているため、書評をする適任者ではないと考え、本誌編集部にも再検討を御願ひしたのであるが、それでもさしつかえないとのことなので、あえて筆をとった。この

點、あらかじめ讀者のみなさんの御了解を得ておきたい。

1 労働問題研究の對象は、およそ3點に要約することができる¹⁾。第1點は、労働者階級の狀態——ここでは、資本主義の經濟法則が、労働者階級の狀態に、どの

1) 「現在の条件下における大衆の貧困と、抑壓の増大、および大衆闘争の成長を示すこと——これこそ、労働者階級を研究の對象としているマルクス主義者・

研究者の課題でなければならぬ」(エム・スミット「アメリカ・イギリス・フランスの労働者の狀態」1953年、邦譯5ページ)。